

## 第 1 期中期目標期間中の評価委員会の審議スケジュール（案）

### 1 全体概要

平成 24 年度【独法化後 1 年目】（7 月～ 11 月） 3 回程度

- ・ 業務実績に関する評価の基本方針、年度評価実施要領の検討、決定
- ・ 財務諸表の確認方針の検討、決定

平成 25 年度【独法化後 2 年目】（7 月～ 8 月） 3 回程度

- ・ 平成 24 年度業務実績報告の評価、財務諸表等への意見

平成 26 年度【独法化後 3 年目】（7 月～ 8 月） 3 回程度

- ・ 平成 25 年度業務実績報告の評価、財務諸表等への意見

平成 27 年度【独法化後 4 年目】（7 月～ 3 月） 5 回程度

- ・ 平成 26 年度業務実績報告の評価、財務諸表等への意見
- ・ 3 年目までの中期計画の進捗状況の検証、中間評価

平成 28 年度【独法化後 5 年目】（4 月～ 3 月） 5 回程度

- ・ 第 1 期中期目標終了時における法人の業務の継続の必要性などへの意見
- ・ 平成 27 年度業務実績報告の評価、財務諸表等への意見
- ・ 次期中期目標、中期計画への意見

（参考）地方独立行政法人法の抜粋

（中期目標の期間の終了時の検討）

第 31 条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（参考）

平成 29 年度【独法化後 6 年目】（4 月～ 8 月） 5 回程度

- ・ 平成 28 年度業務実績報告の評価、財務諸表等への意見
- ・ 第 1 期中期目標の総合評価

## 2 第1期中期目標期間中の概要図

		第1期中期計画				
		H24	H25	H26	H27	H28
法人			◆年度実績報告の作成、提出 H24 業務実績報告書  H24 財務諸表	◆年度の績報告の作成、提出 H25 業務実績報告書  H25 財務諸表	◆年度実績報告の作成、提出 H26 業務実績報告書  H26 財務諸表	◆年度実績報告の作成、提出 H27 業務実績報告書  H27 財務諸表  ◆次期中期計画の検討 次期中期計画 H29. 4. 1 認可申請
	評価委員会	◆評価の基本的な考え方、評価基準の策定 ・基本方針 ・実施要領	◆年度実績報告の検証・評価 H24 評価結果  財務諸表承認に係る意見	◆年度実績報告の検証・評価 H25 評価結果  財務諸表承認に係る意見	◆年度実績報告の検証・評価 H26 評価結果  財務諸表承認に係る意見  ◆（中間評価） 中期計画の進捗状況の検証・評価 （評価結果）	◆年度実績報告の検証・評価 H27 評価結果  財務諸表承認に係る意見  ◆第1期中期目標終了時の法人の業務の継続の必要性への意見  ◆次期中期目標、次期中期計画の審議、意見
	委員の選任 (H25. 3. 16 任期満了)			委員の選任 (H27. 3. 16 任期満了)		委員の選任 (H29. 3. 16 任期満了)

※第1期中期目標期間評価は H29 年度実施。

### 3 年度別概要

平成24年度（独法化1年目） 評価の基本方針、評価基準の策定；評価委員会は年間3回程度開催予定

	法人	評価委員会	県	県議会
4月	24年度計画の実施～			
5月				
6月		6～11月（3回程度） ◇評価の基本方針、 評価基準の策定 ・法人から意見反映		
7月	必要に応じて意見			
8月				
9月				
10月				
11月		◇評価の基本方針、 評価基準の決定※2	評価委員会での審議結果を県議会へ報告	
12月	◆必要に応じて中期計画を変更（修正）※1			
1月	◆24年度実績報告（案）の検討			
2月	◆今年度の状況を踏まえ、25年度計画（案）の作成			
3月	25年度計画の決定・届出	評価委員の選任※3		

※1 中期計画を変更（修正）する場合、県へ認可申請、評価委員会での審議、議会の議決が必要。

※2 評価の基本方針、評価基準については、必要に応じて見直す。

※3 評価委員の任期は平成25年3月16日であるため、改めて選任する。

平成25年度（独法化2年目） 独法化初年度目の評価；評価委員会は年間3回程度開催予定



※1 中期計画を変更（修正）する場合、県へ認可申請、評価委員会での審議、議会の議決が必要。

平成26年度（独法化3年目） 独法化2年度目の評価；評価委員会は年間3回程度開催予定

	法人	評価委員会	県	議会
4月	26年度計画の実施～ ◆25年度計画実績報告書の作成			
5月				
6月	H25実績報告書の提出			
7月		◇25年度計画実績報告書の評価		
8月	評価結果（案）に対する意見申出	◇財務諸表承認に係る意見 意見書の提出	財務諸表の承認	
	評価結果受取	◇評価の決定 評価結果報告書の提出	評価結果受取	
9月	◆評価結果を踏まえ、必要に応じて中期計画を変更（修正）※1	評価結果の公表		評価結果の報告
10月				
11月	◆26年度実績報告（案）の検討			
12月	◆評価結果を踏まえ、27年度計画（案）の作成			
1月				
2月				
3月		評価委員の選任※2		
	27年度計画の決定・届出			

※1 中期計画を変更（修正）する場合、県へ認可申請、評価委員会での審議、議会の議決が必要。

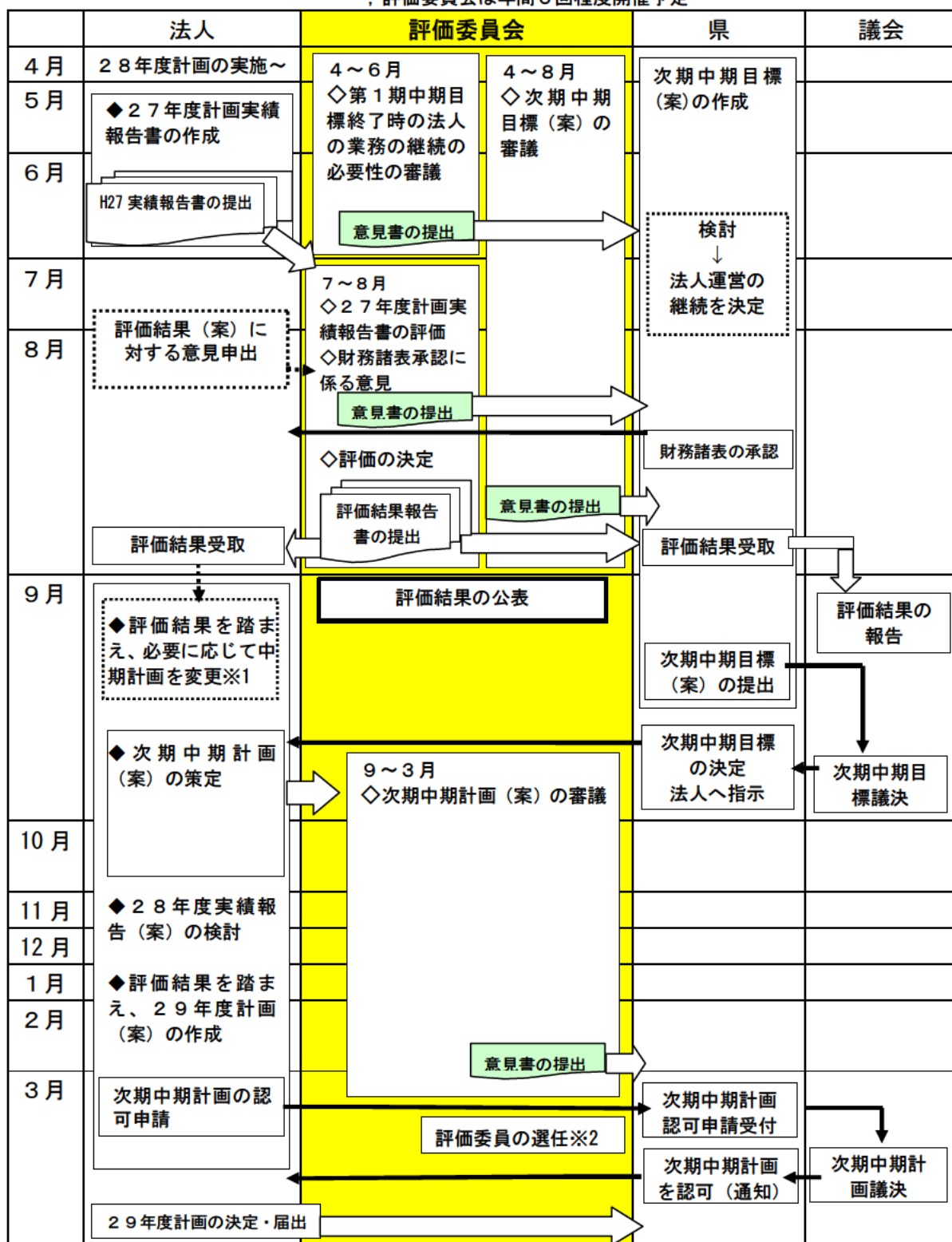
※2 評価委員の任期は平成27年3月16日であるため、改めて選任する。

平成27年度（独法化4年目） 独法化3年度目の評価及び中期目標の中間（事前）評価  
 ；評価委員会は年間5回程度開催予定



※1 中期計画を変更（修正）する場合、県へ認可申請、評価委員会での審議、議会の議決が必要。

平成28年度（独法化5年目） 第1期中期目標終了時の法人の業務の継続の必要性の意見  
 独法化4年度目の評価及び次期中期目標、中期計画の審議  
 ；評価委員会は年間5回程度開催予定



※1 中期計画を変更（修正）する場合、県へ認可申請、評価委員会での審議、議会の議決が必要。

※2 評価委員の任期は平成29年3月16日であるため、改めて選任する。

平成29年度（独法化6年目） 第2期中期計画の開始

独法化5年度目の評価及び中期目標期間中の総括評価

；評価委員会は年間5回程度開催予定

	法人	評価委員会	県	議会
4月	29年度計画の実施 ～ 28年度計画実績報告書の作成	(4～8月) ◇中期目標期間中の総括評価		
5月				
6月	H28 実績報告書の提出	(7～8月) ◇28年度計画実績報告書の評価		
7月				
8月	評価結果(案)に対する意見申出	◇財務諸表承認に係る意見 ◇評価の決定	意見書の提出 → 財務諸表の承認	
	評価結果受取	評価結果報告書の提出	評価結果受取	
9月	◆評価結果を踏まえ、必要に応じて中期計画を変更※1	評価結果の公表 ・28年度評価結果 ・中期目標期間中の総括評価結果		評価結果の報告
10月				
11月	◆30年度実績報告(案)の検討			
12月	◆評価結果を踏まえ、30年度計画(案)の作成			
1月				
2月				
3月	30年度計画の決定・届出			

※1 中期計画を変更(修正)する場合、県へ認可申請、評価委員会での審議、議会の議決が必要。